第２号様式（第４条関係）

身体障害者診断書・意見書（聴覚・平衡・音声・言語又はそしゃく機能障害用）

総括表

| | | |
|---|---|---|
| 氏名 | 年　　月　　日生 | 男・女 |
| 住所 | | |

①　障害名（部位を明記）

②　原因となつた疾病・外傷名　　交通・労災・その他の事故・戦傷・戦災・自然災害・疾病・先天性・その他（　　　）

③　疾病・外傷発生年月日　　年　　月　　日・場所

④　参考となる経過・現症（エックス線写真及び検査所見を含む。）

障害固定又は障害確定（推定）　　年　　月　　日

⑤　総合所見

［将来再認定　　要　・　不要］
［再認定の時期　　年　　月］

⑥　その他参考となる合併症状

上記のとおり診断する。併せて以下の意見を付す。

年　　月　　日
病院又は診療所の名称
所在地

診療担当科名　　　　科　　医師氏名

身体障害者福祉法第１５条第３項の意見（障害程度等級についても参考意見を記入）

☐　障害の程度は、身体障害者福祉法別表に掲げる障害に該当する（　　　　級相当）。

☐　障害の程度は、身体障害者福祉法別表に掲げる障害に該当しない。

注

１　障害名には現在起こつている障害、例えば両眼視力障害、両耳ろう、右上下肢麻痺、心臓機能障害等を記入し、原因となつた疾病には、緑内障、先天性難聴、脳卒中、僧帽弁膜狭窄等原因となつた疾患名を記入すること。

２　障害区分や等級決定のため、山梨県社会福祉審議会から次ページ以降の部分について問い合わせる場合がある。

聴覚・平衡・音声・言語又はそしやくの機能障害の状況及び所見

［はじめに］（認定要領を参照のこと。）

この診断書においては、以下の４つの障害区分のうち、認定を受けようとする障害について、□にレを入れて選択し、その障害に関する「状態及び所見」について記載すること。

なお、音声機能障害、言語機能障害及びそしやく機能障害が重複する場合については、各々について障害認定することは可能であるが、等級はその中の最重度の等級をもつて決定する旨、留意すること（各々の障害の合計指数をもつて等級決定することはしない。）。

□ 聴　覚　障　害　→　『１「聴覚障害」の状態及び所見』に記載すること。
□ 平 衡 機 能 障 害　→　『２「平衡機能障害」の状態及び所見』に記載すること。
□ 音声・言語機能障害　→　『３「音声・言語機能障害」の状態及び所見』に記載すること。
□ そしやく機能障害　→　『４「そしやく機能障害」の状態及び所見』に記載すること。

１　「聴覚障害」の状態及び所見

（１）聴力(会話音域の平均聴力レベル)

| | |
|---|---|
| 右 | dB |
| 左 | dB |

（２）障害の種類

| |
|---|
| 伝　音　性　難　聴 |
| 感　音　性　難　聴 |
| 混　合　性　難　聴 |

（３）鼓膜の状態

(右)　　　　(左)

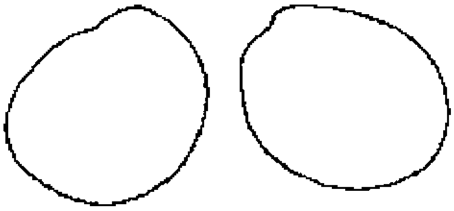

（４）聴力検査の結果(アヌはイのいずれかを記載する。)

ア　純音による検査

オージオメータの形式 ＿＿＿＿＿＿＿＿

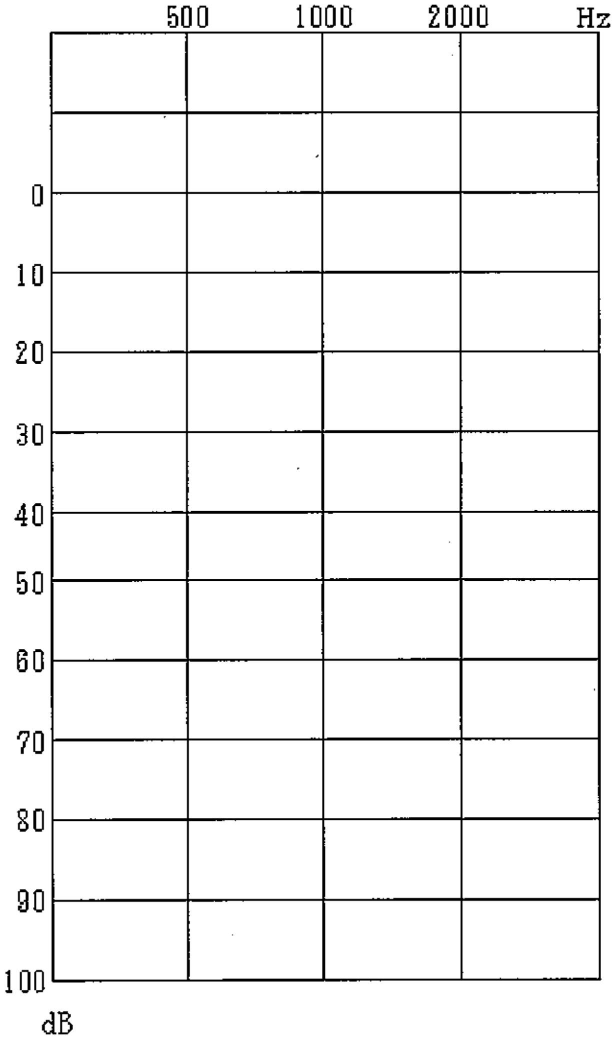


イ　語音による検査

| | | |
|---|---|---|
| 語音明瞭度 | 右 | % |
| | 左 | % |

（5）身体障害者手帳（聴覚障害）の所持状況　有・無
（注）２級と診断する場合、記載すること。

2　「平衡機能障害」の状態及び所見

3　「音声・言語機能障害」の状態及び所見

4　「そしやく機能障害」の状態及び所見
（1）障害の程度及び検査所見
次の「該当する障害」の□にレを入れ、さらに①又は②の該当する□にレ又は（　）内に必要事項を記述すること。

「該当する障害」
- □　そしやく・嚥（えん）下機能の障害
  →「①そしやく・嚥（えん）下機能の障害」に記載すること。
- □　咬（こう）合異常によるそしやく機能の障害
  →「②咬（こう）合異常によるそしやく機能の障害」に記載すること。

①　そしやく・嚥（えん）下機能の障害

a　障害の程度
- □　経口的に食物等を摂取できないため、経管栄養を行つている。
- □　経口摂取のみでは十分に栄養摂取ができないため、経管栄養を併用している。
- □　経口摂取のみで栄養摂取ができるが、誤嚥（えん）の危険が大きく摂取できる食物の内容・摂取方法に著しい制限がある。
- □　その他

（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

b　参考となる検査所見
ア　各器官の一般的検査

〈参考〉各器官の観察点
- 口唇・下顎：運動能力、不随意運動の有無、反射異常ないしは病的反射
- 舌：形状、運動能力、反射異常
- 軟口蓋：挙上運動、反射異常
- 声帯：内外転運動、梨状窩（か）の唾液貯溜（りゅう）

○ 所　見（上記の枠内の「各器官の観察点」に留意し、異常の部位、内容、程度等を詳細に記載すること。）

（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

イ　嚥下状態の観察と検査

〈参考１〉各器官の観察点

- 口腔内保持の状態
- 口腔から咽頭への送り込みの状態
- 喉頭挙上と喉頭内腔の閉鎖の状態
- 食道入口部の開大と流動物（bolus）の送り込み

〈参考２〉摂取できる食物の内容と誤嚥に関する観察点

- 摂取できる食物の内容（固形物、半固形物、流動食）
- 誤嚥の程度（毎回、２回に１回程度、数回に１回、ほとんど無し）

○ 観察・検査の方法

□ エックス線検査（　　　　　　　　　　　　　　　　　）
□ 内視鏡検査（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）
□ その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

○ 所　見（上記の枠内の〈参考１〉と〈参考２〉の観察点から、嚥下状態について詳細に記載すること。）

（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

② 咬合異常によるそしゃく機能の障害

a　障害の程度

□ 著しい咬合障害があり、歯科矯正治療等を必要とする。
□ その他

（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

b　参考となる検査所見（咬合異常の程度及びそしゃく機能の観察結果）

ア　咬合異常の程度（そしゃく運動時又は安静位咬合の状態を観察する。）

（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

イ　そしゃく機能（口唇・口蓋裂では、上下顎の咬合関係や形態異常等を観察する。）

（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

（２）その他（今後の見込み等）

（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

（３）障害程度の等級

（次の該当する障害程度の等級の項目の□にレを入れること。）

①　「そしやく機能の喪失」（３級）とは、経管栄養以外に方法のないそしやく・嚥下機能の障害をいう。

具体的な例は次のとおりである。

□　重症筋無力症等の神経・筋疾患によるもの

□　延髄機能障害（仮性球麻痺、血管障害を含む。）及び末梢神経障害によるもの

□　外傷、腫瘍切除等による顎（顎関節を含む。）、口腔（舌、口唇、口蓋、頬、そしやく筋等）、咽頭、喉頭の欠損等によるもの

②　「そしやく機能の著しい障害」（4級）とは、著しいそしやく・嚥下機能又は　咬合異常によるそしやく機能の著しい障害をいう。

具体的な例は次のとおりである。

□　重症筋無力症等の神経・筋疾患によるもの

□　延髄機能障害（仮性球麻痺、血管障害を含む。）及び末梢神経障害によるもの

□　外傷、腫瘍切除等による顎（顎関節を含む。）、口腔（舌、口唇、口蓋、頬、そしやく筋等）、咽頭、喉頭の欠損等によるもの

□　口唇・口蓋裂等の先天異常の後遺症による咬合異常によるもの

---

［記入上の注意］

（１）聴力障害の認定に当たつては、JIS規格によるオージオメータで測定すること。

dB値は、周波数500，1000，2000Hzにおいて測定した値をそれぞれa，b，cとした場合、$\frac{a+2b+c}{4}$の算式により算定し、a，b，cのうちいずれか1又は2において100dBの音が聴取できない場合は、当該dB値を105dBとして当該算式を計上し、聴力レベルを算定すること。

（２）歯科矯正治療等の適応の判断を要する症例については、「歯科医師による診断書・意見書」（別紙）の提出を求めるものとすること。

（３）小腸機能障害を併せ持つ場合については、必要とされる栄養摂取の方法等が、どちらの障害によるものであるか等について詳細に診断し、該当する障害について認定することが必要である。